



## 別表六の二(十三)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成22年改正法附則第110条《連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧効力措置法」といいます。）第68条の15第2項又は第3項《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「基準取得価額の合計額（別表六の二(十三)付表「8」の合計）3」の外書には、平成22年改正前の

措置法規則第20条の5の2第1項各号《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の対象範囲》に掲げる情報基盤強化設備等（以下「情報基盤強化設備等」といいます。）に係る別表六の二(十三)付表の「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。この場合に、平成22年改正措置法令附則第41条第1項《連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法令第39条の45第1項《適用対象投資額の規模》に規定する投資額特例連結法人以外の連結法人については、別表六の二(十三)付表の「差引改定取得価額7」の金額の合計額は、200億円を限度とします。

4 「翌期繰越額40」の各欄の外書には、平成22年改正法附則第111条《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15の3《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十六)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。